

東員第一中学校建設事業 個別対話確認事項書への回答

令和5年11月24日

No.	書類名	確認事項	回答
1	新築工事 基本設計書	基本設計書に明記されていない天井材やトイレの壁・床などの仕様は、事業者で選定して良いか。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。
2	〃	外装材、屋根、壁、建具の仕様変更は可能か。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。
3	〃	災害用トイレを設置しない提案も可能か。	災害用トイレは、災害発生時に体育館が避難所となることから設置は必須となるが、仕様等の変更提案は可能とする。
4	〃	部室を簡易な仕様に変更して良いか。	部室は、現状、部活動で使用する道具置き場として利用されていることを踏まえ、機能・性能に支障がなければ変更提案は可能とする。
5	〃	駐輪場の仕様を見直しても良いか。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。
6	〃	什器、家具、備品について、造作工事とするか、既製品を採用するかは、事業者で判断して提案して良いか。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。
7	〃	ZEB Readyの取得は必須か。	ZEB Readyの取得は必須とする。
8	〃	各棟最上部の機器置き場を建物外部へ変更して良いか。	敷地の利用や安全面に支障がなければ、変更提案は可能とする。
9	〃	造作工事にて作成するロッカー等は備品調達（別途）に変更して良いか。	別途の調達は不可とする。
10	〃	本事業で調達する什器、家具、備品は、仕上表に記載されているもののみとの理解で良いか。	仕上表に記載されている什器、家具、備品は事業費に含めること。
11	〃	造作家具に関して、既製品に変更して良いか。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。
12	〃	各棟、外装仕上げ材を変更して良いか。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。

東員第一中学校建設事業 個別対話確認事項書への回答

令和5年11月24日

No.	書類名	確認事項	回答
13	〃	上履きへ履き替えない計画に変更して良いか。	上履きへ履き替えない計画の変更は不可とする。
14	〃	部室棟の位置を変更して良いか。	部室の位置について、大きな変更は想定していないが、利便性を考慮したうえで、変更提案は可能とする。
15	〃	ZEBの取得を取止めても良いか。	ZEB Readyの認定取得は前提とする。
16	〃	給排水設備に関して、災害発生時に利用できないように変更して良いか。	本施設は災害時に利用できることを前提とする。
17	〃	体育館の空調機を取止めても良いか。	体育館の空調機取止めは不可とする。
18	敷地造成工事 基本設計書	農業用パイプラインに関して、敷地以外も全て撤去する必要があるのか。	要求基準書に記載の通り、農業用水管(パイプライン)の撤去について、東員町総合文化センター及び個人敷地箇所は、残置することとし、その施工方法を検討して欲しい。
19	〃	配布資料の「地区外排水施設計画平面図(赤線箇所)」に関して、東側へ排水することはできないか。	都市計画学校のため、地区外から敷地内への排水の引き込み不可となる。
20	〃	側溝、縁石、擁壁の仕様及び設置箇所は変更して良いか。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。
21	〃	外構の通路幅・舗装種別・フェンス基礎・防球ネットの仕様は変更して良いか。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。
22	〃	グラウンド上のスポーツ施設(サッカーゴール、鉄棒、砂場の砂など)は別途備品対応として良いか。(現在の第一中学校で使用しているものを活用する提案は可能か)	現在設置・使用しているスポーツ施設を活用する提案は不可とする。
23	〃	外周フェンスの仕様を変更して良いか。	機能・性能に支障がなければ、変更提案は可能とする。